

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会  
第33回会合議事録

日時：平成28年12月6日（火）10：00～12：00

場所：内閣府（4号館）共用第3特別会議室

出席委員：藤原座長、藤川座長代理、有木委員、五十嵐委員、上沼委員、尾上委員、尾花委員、金井委員、清原委員、国分委員、吉田委員、伊藤委員代理

参考人：川村一郎（（一財）マルチメディア振興センター）、森川勝栄（秋田県教育委員会）  
（内閣府・事務局）：西崎統括官、和田審議官、村田参事官

（オブザーバー）：内閣官房IT総合戦略室参事官補佐、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長補佐、警察庁生活安全局少年課長、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課長補佐、法務省大臣官房秘書課政策評価企画室法務専門官、文部科学省生涯学習政策局青少年教育課青少年有害環境対策専門官、経済産業省商務情報政策局情報経済課企画官

1．開会

2．議題 ～ 「保護者に対する啓発活動について」

- （1）関係府省庁からの説明等
- （2）委員発表等
- （3）意見交換
- （4）その他

3．閉会

藤原座長 おはようございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、まことにありがとうございます。

それでは第33回の「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を始めたいと思います。

委員の出欠状況等について、まず、事務局から報告をお願いいたします。

村田参事官 まず、私どもから御報告しなければならないことがございます。

当検討会設置以来、委員をお務めいただきおりました高橋正夫委員でございますけれども、9月20日にお亡くなりになりました。謹んで御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、続いて、本日の出欠状況についてでございます。小城委員が御欠席され、長尾委員の代理で伊藤様に御出席をいただいております。吉田委員は若干遅れると聞いてございます。

また、本日は参考人としたしまして、一般財団法人マルチメディア振興センタープロジェクト企画部長の川村一郎様、秋田県から教育庁生涯学習課社会教育・読書推進班社会教育主事の森川勝栄様に御出席をいただいております。

以上でございます。

藤原座長 それでは、まず初めに事務局から本日の配付資料の確認をお願いいたします。

村田参事官 配付資料でございますが、まず、議事次第ですけれども、下のほうに資料一覧がございます。資料は資料1から資料5でございます。

なお、机上配付資料としたしまして、委員の先生方には、法、基本計画（第3次）、平成27年5月の当検討会の報告書、そして、平成25年1月の「『保護者に対する普及啓発支援』検討会議報告書 - 保護者に対する普及啓発支援の在り方に関する提言 - 」という資料を置かせていただいております。

最後の資料につきましては、第2次基本計画を受けて、内閣府において検討会議を設置し、藤川座長代理を含む有識者の先生方によって取りまとめられ、本検討会にも御報告をさせていただいたもので、参考としてお配りをさせていただきました。

また、このほか、資料番号はございませんが、内閣府から「青少年インターネット利用環境づくりハンドブック」、総務省から「インターネットトラブル事例集」とそのチラシ、尾上委員の発表資料の補足資料を3点、さらに、マルチメディア振興センターの説明資料の補足資料を3点、さらに、左上に「委員等のご意見」と記載してある資料を置かせていただいております。

なお、一部のチラシと補足資料については、傍聴席の方に配付しているものもございます。

資料に不足等がございましたら、事務局にお申しつけください。大丈夫でしょうか。

また、本日の会議の議事録につきましては、毎度のことでございますが、別途、各委員の皆様方の御確認をいただいた上、座長にお諮りをした上で公開させていただきたく存じますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

村田参事官 よろしければ、そのようにさせていただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

藤原座長 ありがとうございます。

では、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、前回は引き続きまして「保護者に対する啓発活動について」でございます。

本日の議事進行ですけれども、まず、前半に保護者に対する啓発活動に関する関係府省庁の取り組みを簡潔に御報告いただきたいと思います。

関係省庁の御報告が終了した後、質問があれば、5分から10分程度の質問の時間をとりたいと思っております。

その後、前回に引き続きまして、3つの発表を予定しております。

尾上委員、金井委員、それから、本日参考人として御出席いただいておりますe-ネットキャラバンの実施主体であるFMMC、マルチメディア振興センターの川村様から御発表をいただきます。よろしくお願いいたします。

それぞれ10分程度の御発表をいただいた後、各5分程度質問等の時間をとりたいと思います。全ての発表が終わった後で、大体30分程度、意見交換の時間を前回同様とりたいと考えております。

時間が限られておりますけれども、できるだけ委員の皆様全員の発言の機会を設けたいと思っております。どうぞ進行の協力をよろしくお願いいたします。

それでは、関係府省庁の取り組みについて、まず、内閣府からよろしくお願いいたします。

村田参事官 それでは、私から、保護者に対する啓発活動に関連する関係府省庁の施策について、簡潔に御説明をさせていただきたいと思います。

資料1と資料2をごらんいただければと思います。

資料1につきましては、第3次基本計画の項目に沿って、平成27年度の関係府省庁の施策のフォローアップとして取りまとめたものを、保護者に対する啓発活動に関連する施策について抜粋し、関係府省庁ごとにまとめるなど、多少整理をさせていただいたものでございます。個々の施策につきましては、これまでフォローアップとして、あるいは個別に当検討会でも御報告している内容ですので、重ねて御説明はいたしません、補足があれば、内閣府の説明の後、各省庁からよろしくお願いいたします。

続きまして、内閣府の保護者に対する啓発活動に関連する施策の内容につきまして、資料2に基づいて、若干補足的に御説明をいたします。

内閣府の施策の1つ目といたしまして、普及啓発リーフレットの作成、配布でございます。

これは、本日机上に配付させていただいております平成25年の内閣府の検討会議の提言、これを受けまして、平成25年3月以来、これまで4回にわたり有識者の御意見を伺いながら、保護者向けの普及啓発リーフレットを作成し、改訂を重ねながら、公表、配布をしているものでございます。

最初の3回につきましてはA4見開き両面のもの、説明資料の右側、これは平成27年の3月に3回目に作成をいたしましたものでございますけれども、内閣府の検討会議の提言中、提言の6ページに啓発内容の基本方針が書かれていますが、ここに示された内容をできる限り盛り込んだ形で作成をしたものでございます。

これに対して、平成27年6月には、第3次基本計画策定に向けた当検討会の提言において、特に注力を要する層、すなわち関心の薄い保護者への普及啓発が課題であるとされたことから、こうした保護者に対して、最低限伝えるべき内容に絞り、説明資料左側にあるようなA4両面の簡略版を作成したところでございます。これにつきましては、平成27年の7月の青少年の非行・被害防止全国強調月間、夏休み前の時期に合わせて、教育委員会を通じまして、全国の小中高等学校に配布をいたしました。

2つ目として、地方連携フォーラムの開催でございます。

これは平成25年以来、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」として、毎年各地で開催をしているものでございます。平成25年の内閣府の検討会議の提言では、この12ページから13ページのあたりですけれども、体制の構築・強化、都道府県単位のコンソーシアムの形成といったことがうたわれてございます。保護者に対する啓発活動に限ったことではございませんが、本フォーラムは、地方において関係機関、団体が連携して青少年のインターネット環境整備のための各種取り組みを実施できるプラットフォームの構築を支援するために開催をしているものでございます。資料にありますとおり、これまで4年間、北は北海道から南は沖縄まで、全国計20回開催をしているものでございます。

また、この事業に関連して、約40ページから成るハンドブックを作成いたしております。本年作成したものにつきましては、机上に配付をさせていただいているものでございます。これには、関係府省庁や関係団体の取り組みに加えまして、主としてフォーラムを開催する予定及び開催した都道府県の取り組みを記載しておりまして、都道府県間の情報共有やベストプラクティスの発見につながればと考えて作成しているものでございます。また、民間団体や企業が実施しております保護者向けを含む出前講座等の一覧も掲載をしてございまして、各地域での利用を促すべく、情報提供を行っているところでございます。

3つ目として、春のあんしんネット・新学期一斉行動の実施でございます。

これは本年も当検討会で報告をさせていただきましたので、長く説明いたしませんけれども、平成26年以来、2月から5月の進学、進級の時期に特に重点を置き、関係府省庁、関係団体、関係事業者等と協力して、集中的に普及啓発活動を展開しているものでございます。

内閣府としては、地方公共団体、PTA団体、青少年関係団体に対して協力依頼をしているほか、専用のホームページに関係省庁、関係地方公共団体の取り組み内容を集約、公表し、都道府県間の情報共有やベストプラクティスの発見につながればと考えているところでございます。

また、新聞突き出し広告、インターネット広告などの政府広報により、集中的な普及啓発活動を展開しているところでございます。今年の新聞突き出し広告はごらんのとおり「子供のために！スマホのフィルタリング」として、保護者にスマホ購入時のフィルタリングの確実な設定を呼びかける内容としたところでございます。

4つ目といたしましては、各種月間等の機会における普及啓発でございます。

毎年7月は、青少年の非行・被害防止全国強調月間として内閣府が主唱し、官民協力して国民運動を展開しております。この月間の重点課題の一つとして、インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進を掲げております。特に本年はこの点に重点を置くことといたしまして、新聞突き出し広告でフィルタリングの利用を呼びかけたほか、BSテレビ放送に、当府の和田審議官が出演し、青少年のインターネット利用をめぐる現状やインターネットを通じた犯罪被害から子供たちを守るために、保護者がどのように注意すればよいのかなどを説明させていただいたところがございます。この放送については、今もインターネット上から見ていただくことができる形となっております。

内閣府といたしましては、地道ではございますけれども、こうした普及啓発を繰り返し粘り強く実施するとともに、まだまだ課題や工夫の余地もあると思いますので、実施結果を検証しつつ、より効果的な普及啓発を目指してまいりたいと考えております。

内閣府の説明は以上でございます。

藤原座長 ありがとうございます。

それでは、関係省庁から補足があれば、お願いしたいと思います。

まず、総務省からよろしく願います。

鈴木消費者行政第一課長補佐 本日、課長が欠席のため、代わりに御説明させていただきます。

総務省で現在進めている保護者啓発の取り組みについて御紹介いたします。

まず、e-ネットキャラバン。これは児童・生徒及びその保護者の出前講座であります。この後、実施主体でありますマルチメディア振興センターからも詳細の説明がございしますが、保護者に対するフィルタリングの理解促進を図るため、フィルタリング機能に特に特化しましたe-ネットキャラバンPlusというものを実施しております。また、利用者の低年齢化という実態に配慮しまして、e-ネットキャラバンの対象が、小学校5年生だったのですけれども、小学校3年生及びその保護者ということで、対象学年の引き下げを行いました。e-ネットキャラバンにつきまして、課題となっておりますのは、ふだん、出てこない保護者に対する啓発活動ということで、来年の春の新学期一斉行動に向けまして、そこで展開することで浸透を図るということを活用することも計画しております。

あと、お手元に配付しました、この黄色い冊子「インターネットトラブル事例集」です。これは毎年作成しております、11月に28年度版を作成しまして、総務省のホームページ上で公開しております。従来、学校の教職員の指導教材ということも主眼にしていたのですが、御家庭でも保護者の教育ということで使えるということで、この検討会の委員であります尾花紀子先生の御協力もありまして、保護者が家庭でお子様に指導できる内容ということを中心とする形で編集いたしました。例を挙げますと、5ページ目にありますようにお子様にスマートフォンを持たせる前のチェックシートですとか、あるいは25ページ、後ろのほうですけれども、フィルタリングの設定方法の解説とか、そういった保護者の参考資料として使えるように内容として編集いたしました。

最後、もう一点ですけれども、OECDの児童オンライン保護勧告というものがございます。2012年に制定されたものですが、これが来年で5年目を迎えるということで、保護勧告の見直しに向けた検討作業が始まったということをお紹介だけいたします。ネットいじめですとか、ネット依存の問題は世界的な問題になっております。我が国としての知見を生かしまして、見直しに貢献していきたいと考えております。

総務省のは以上です。

藤原座長 ありがとうございます。

それでは、経産省からよろしく願いいたします。

長谷企画官 経済産業省でございます。

経済産業省では、春のあんしんネット・新学期一斉行動の機会を捉えて、保護者に対する啓発活動を行ってございます。昨年度は大手家電流通協会様に御協力いただいて、大手家電流通協会加盟の6社10ブランドの家電量販店店舗において、ポスターの張り出しに御協力をいただきました。時期は2月下旬から5月ということで、張り出し場所はゲーム機器販売コーナー、タブレット販売コーナーなど、インターネット接続機器の販売コーナーが中心でございます。今年度も大手家電流通協会様に御協力いただいて、同様の取り組みを行う予定としてございますけれども、ポスターに関しましては、31回のこの検討会議で御指摘いただいたとおり、なぜフィルタリングが必要なのか。こういう点をクリアに伝えるような工夫もさせていただきながら取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

藤原座長 ありがとうございます。

ほかには、関係省庁からございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、関係省庁の取り組みについて御説明いただきましたが、説明、それから配付資料も含めまして、関係省庁の取り組みに関して、御質問等があればお受けしたいと思います。どなたからでもどうぞ。

それでは、清原委員から、どうぞ。

清原委員 ありがとうございます。

三鷹市長の清原です。

御説明ありがとうございます。本日、資料1を拝見いたしますと、保護者の啓発について、あるいは家庭における教育・啓発の推進については、たまたまこの資料には法務省さんの取り組みがないわけでございます。しかし、私たちの実感では、例えば各地域の法務局で子供の人権相談等をしていただいていますし、その中にインターネットを介したいじめ等の相談も寄せられていると承知しています。また、矯正の観点から、少年の更生保護施設でもそのような内容に取り組んでいらっしゃると思いますし、更生保護全般でも、最近ではネットを通じた犯罪等に対する、例えば特殊詐欺とか、そういうことに対する更生も大いに課題になっていると思うのです。

したがって、恐らく所与の取り組みとして省かれているかもしれませんが、法務省が御担当の内容等を踏まえて、内閣府等の具体的な啓発内容にも反映されているものと思います。その意味で、具体的なアクションとして出ていないことがあるかもしれませんが、私は子供の人権相談を踏まえた保護者支援の取り組みなどについても、少し幅広くこの啓発事業の中では位置づけていったらよいのではないかと考えて御提案させていただきます。よろしくをお願いします。

藤原座長 ありがとうございます。

法務省の子供の人権相談等の活動もここに位置づけられてしかるべきではないかという御意見でしたけれども、これは事務局あるいは法務省から何かございますか。

では、まず、法務省からどうぞ。

中島法務専門官 法務省でございます。

清原市長、いろいろと更生保護の関係でも御理解を賜りまして、ありがとうございます。市長がおっしゃったとおり、この資料のつくりは、メインターゲットが保護者に対するということになっていきますので、資料のつくりとして、今回、当省の取り組みが載っていないということですが、当然、子供たちですとか、あるいはこれは分野がかけ離れますけれども、少年院等の身柄を拘束する施設に入っている少年たちに対しても、インターネットとは限りませんが、教育を行っておりますので、資料のつくりについては、今後とも内閣府と協議しながら進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

清原委員 ありがとうございます。

藤原座長 どうもありがとうございます。

今回、保護者という観点からの資料のつくり方だということですが、よろしいですか。

村田参事官 清原委員、非常に重要な御意見をありがとうございます。

まさに資料のつくりでこういうように整理をしているということですので、決して保護者の普及啓発活動に法務省の施策が反映されていないということではございません。例えば内閣府でつくっているリーフレット、本日の資料では小さくなって見づらくて恐縮なのですが、保護者の啓発用の資料について、ここの施策にエントリーしている役所だけでなく、法務省であるとか、27年からは厚生労働省にも一緒に連名で出させていただくなどしているところでございます。また、春の一斉行動などの啓発活動の際に、より多くの役所に御参加いただいてやっていくような配慮は引き続き続けてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

藤原座長 清原委員、どうぞ。

清原委員 ありがとうございます。

私も資料のつくり方の中での状況だということとはよく認識しております。どちらかというところと保護者に対するこうした啓発ということが中心となるときに、では、保護者が何のた

めに、どうしたらよいか、と問うときに、まず、当然のことながら目的に「子供たち」がいるわけです。同時に、法務省関係の御相談は各府省の御相談と同じように、子供に絡めながら、保護者が、「子供がネットでいじめに遭っているようだけれども、これは人権問題ではないかとか」と人権擁護委員さんに御相談されたりするケースもあります。そういう意味で、今回の資料については制約や限界があるとは承知していますが、内閣府が常にほかの省に目配りをして、いろいろな動きを広げてきていただいたことに感謝申し上げますし、今後もそういう方向で、「国を挙げて」という形でアピールしていただければ心強いと思います。どうもありがとうございます。

藤原座長 貴重な御指摘、ありがとうございました。

ほかにはございますか。

尾花委員、どうぞ。

尾花委員 尾花でございます。おはようございます。

きょうの今、御発表いただきました取り組みの中で、省庁さんにいつもこちらにいらしていただいて、いろいろ御意見をいただけるところが多くて、でも、今、清原市長がおっしゃったように、例えば法務省さんでもやっぴらっしゃることが実際にあるでしょうし、例えば消費者庁さんとか厚生労働省さんとか、それぞれのお立場で取り組んでいらっしゃること、あるいは配布していらっしゃるものがあると思うのです。ぜひ、ここに御出席いただいている省庁でなくても取り組んでいるようなもの、あるいは配布しているようなものがありましたら、ぜひともこの場でこのリストの中に入れていただいておりますと、私たち委員も、それから、きょうオブザーバーとして来ている面々もいろいろな意味で役立つと思いますので、今すぐということではなくて、今後ぜひよろしく願いたいと思います。

藤原座長 ありがとうございます。

それでは、今のものをチェックしていただくということで、よろしく願いいたします。

ほかにはよろしいですか。

それでは、次に委員の発表等に移りたいと思います。

それでは、最初に尾上委員から御発表をよろしく願いいたします。

尾上委員 おはようございます。

保護者への啓発に関する取り組みということで、公益社団法人日本PTA全国協議会の顧問である尾上から発表させていただきます。

資料は、お手元にある資料3と書かれたものと、パンフレットがございます。それと、リーフレットと1枚ぺら紙と、3つの参考資料とあわせて説明を進めていきたいと思っております。

それでは、資料を説明させていただきます。まず、公益社団法人日本PTA全国協議会にしましては、昭和27年10月14日から16日に東京で開催された日本父母と先生の会全国協議会結成大会という大会が開かれたときに発足をいたしました。



また、平成25年4月には、内閣府の認定を受け、公益社団法人として、さらに責任ある全国組織として活動することを決意したというような流れであります。

当会の綱領としましては、教育を本質として、特定の政党や宗教に偏ることなく、公立の小学校、中学校がメインですが、そこら辺におけるPTA活動を通して、社会教育及び家庭教育の充実に努めるということとともに、地域との連携を深めて、子供たちの健全育成と福祉の増進を図っていくということで、社会の発展に寄与するというのが大きな我々の目標であります。

お手元のパンフレットをごらんください。

我々の活動は、公益事業という部分に関しては多岐にわたり、開いたところの右側のページに事業内容等々が載っております。これに関しても、当然ながら今日的課題であったり、青少年インターネットの部分であったりということは組み込まれた形の大会内容であったり、調査研究内容であったりという部分が多くあります。

開いていただきますと、今までやってきました災害支援活動とか調査研究事業であったり、沿革等々が載っております。これはまたごらんください。

資料に参ります。

(PP)

大きな組織になります。運営組織ですが、64の地方協議会がございまして、その地方協議会の構成というのは、ごらんの図のとおりになっておりますが、一番下に単位PTA、全国会員数約850万人ということが書かれておりますが、これに関しては、児童生徒数のカウントであります。保護者、教職員の数をカウントすると、相当たくさんの方がかかわっている団体であるということでもあります。

(PP)

我々、保護者に対する活動内容に関しましては、主には、このインターネットの整備に関する法律ができてから、青少年のインターネット利用に関するアピールを行っております。一旦、その段階で行った後、スマホ等々が出てきたことによって、そのアピール内容も変えております。これはもう一つのリーフレットの内容で紹介をさせていただきたいと思っております。

2014年の5月23日に、新たな日本PTAとしての保護者に対するアピールを行いました。5つの項目から成ります。

1つ目は、子供のスマホ、携帯等の所持に関しては、保護者が責任を持ちましょう。

2つ目は、利用するに当たっては、ペアレンタルコントロールをしっかりと行いましょう。

3つ目は、情報モラルの教育や情報活用能力の育成を、子供に対しては行う。当然ながら、保護者も一緒に行うというような内容であります。

4つ目は、ペアレンタルコントロールや情報リテラシー、モラルに関しての理解・共有を促進する。こういった部分が研修等々の中身に入ってくると思っております。実質、また後ほど、この研修内容等々は説明をさせていただきます。

最後に、日本PTAに関しては、インターネット環境整備に関しては、あらゆる関係機関と連携・協力しますということで、たくさんの関係府省庁並びに教育関係団体を含む相当多くの団体とかかかわっている組織でありますので、そこはしっかり横の連携をとりながら、情報の共有を図っていきたいというような内容になっております。

開いていただきますと、左に大きな絵図がありますが、保護者は持たせる責任、子供は持つ自覚を持ちましょうというようなことを中心に、使うに当たっては、こういったことをしっかり認識しておくべきということが書かれております。このリーフレットに関しましては、全国64協議会を通して、単位PTA全てに配布できているのかどうかという確認はできておりませんが、そういった形で配布していただくようにということをお願いして、各協議会に配布をさせていただいております。

また、最後には「わが家のスマホ・ケータイ誓約書」というルールづくりをしっかりと家庭内でも行ってくださいということで、こういったものもおつけして、配布しているという状況であります。

(PP)

それ以外に関しましては、6ページ目にありますように「子どもとメディアに関する意識調査」というものを毎年行っております。全国の保護者、児童生徒を対象として、小学校5年生と中学校2年生とその保護者になりますが、その調査の内容を取りまとめた結果の報告書であります。これは国や関係機関等にも届けさせていただいて、必要な施策等がとられるように、また、要望等も行っているというものであります。それ以外にも「教育に関する保護者の意識調査」も同時に行っており、教育に関しても家庭教育の向上等々、我々もやるべきことがたくさんありますので、そこも少しヒントになるような形につなげていきたいということで、実施しております。

(PP)

「子どもとメディアに関する意識調査」のアンケートの結果内容の抜粋ではありますが、同じようなアンケートはいろいろなところでとられております。特に、抜粋した内容に関しては、子供さんに関しては、どのような目的でインターネットを利用していますかということで、勉強のための情報収集や勉強以外の情報収集、特に情報収集関係は、小学校5年生に関しては、パソコンを主に使っていますと。ゲームやアプリ、音楽のダウンロード等に関しては、スマホを使っていますというようなことですが、小学校5年生でも、小さいのですが、この右端のほうにありますように、有害画像を見るとか、出会い系サイトを見るとというようなアクションの結果も出ております。

(PP)

次のページ、それが中学生になりますと、小学校5年生に比べると、ほとんどのことに関して、スマホで調べている。スマホを利用して行っている状況であります。中学校にもなると、画面の操作性も高くなるのでしょうか。パソコンで大きな画面で見ると、スマホで見られるような見方を覚えるというような形、手元にあるので見やすいというもの

あると思います。こういった形で、利用目的が結果として出ております。

(PP)

保護者に関してはどう思っているのかが、次のページになります。ほぼ同じようなところですが、ゲームや音楽をダウンロードするためとか、情報収集するためというような部分が、子供たちがこうやって使っているのだろうというようなところでの結果です。

(PP)

その次のページに参りますと、危険性について誰から教えてもらっていますかということですが、子供たちに聞くと、一番多いのが親、保護者になり、その次は学校の先生という形になっております。家庭での伝えるという部分も大事だと思うのですが、中学生などを見ていただくと、先生に教えていただく機会がふえている結果だと思えます。

(PP)

次のページに関しましては、子供のメディアの接触の影響について、どのような問題点等があると思えますかということに対しては、一番上にあるように、情報活用能力を子供たちに身につけさせたいという意味合いが一番大きいところではありますが、それ以外、下に行くことによってマイナス的な要素がたくさんありますので、心配事のほうが多くなっているというような現状です。

(PP)

最後にインターネットの使用が子供に与える影響について、今後PTAとしてどのように取り組んでいきたい、いくべきかということで、下に書かれていますように、左端から、有害サイトへのいわばフィルタリングサービスの普及を図るということであったり、子供に有害な情報を流せない仕組みの構築を求めるといった仕組みでカバーするような要望。また、子供の携帯電話のあり方については、保護者の理解や議論ということの教育で育むという内容の、大きく2つに分かれた形の結果となりました。

(PP)

こういったことを踏まえて、我々の活動をこういったものにしていくべきかということで、日本PTAとしましては、環境対策委員会というものがあります。そこにて、この調査研究事業を実施しております。また、ホームページで、このお手元にあるリーフレット等による情報発信。また、今日的課題として、全国研究大会等で討議をしております。これ以外にも、細かいことはありますが、情報発信を小まめにやっている状況であります。

また、安心ネットづくり促進協議会の各種セミナー等の参加であったり、文部科学省のネットモラルキャラバン隊、また、関係府省庁、PTA、学校、関係事業者等が行う春のあんしんネット・新学期一斉行動の実施。地方協議会では、同じく今日的課題として、研究大会にて討議、また、それ以外にもスマホサミットであったり、いろいろな活動に浸透していると感じております。また、単位PTAにおいても、積極的に研修会の開催であったり、セミナー等の参加が見られる状況であります。

これ以外にも、青少年愛護条例の配布、または理解であったり、これは教育委員会との

連携という部分だと思いますが、情報発信をしっかりとやっていくということが、日本PTAとしてもやるべき方向性ではないかと感じております。

(PP)

最後に、いろいろな形でお伝えはしてはしておりますが、広報誌だけではしっかり伝わらないということで、いろいろな出版物を発刊しております。ここ最近、特に多く発刊を始めました。なかなか活動が見えにくい、わかりにくいということが言われておりますが、しっかりしたものを発信していく、しっかりかかわりを持った流れをつくっていくことによって、いいものを伝えていく、いいことを伝えていくということは、我々の使命でもありますし、きちんとした情報を持って対応していくということも使命であると思っております。全ては子供たちのために、しっかりした環境づくりをこれからも進めてまいりたいと思っております。

これで、日本PTA全国協議会の発表を終わらせていただきます。ありがとうございました。  
藤原座長 尾上委員、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御発表について、御質問がございますでしょうか。

では、藤川座長代理から、お願いします。

藤川座長代理 藤川でございます。

御発表ありがとうございました。常に大変精力的に活動していただいて、感謝しております。

その中で一点伺いたいののですが、どうしてもPTAの皆様の御議論の中で、有害情報への御心配が強くて、また、業界に対する御要望も多いのですけれども、子供へのリスクから考えますと、ネットいじめを含むいじめの被害のほうが非常に数も多いですし、命にもかかわり得るとあるところがあると思うのです。しかし、アンケートの項目などを見ても、いじめということを通して打ち出したような項目は余り見られなくて、リーフレットの中にはもちろんネットいじめというものはあるのですけれども、このあたり、つまり、いじめの問題と有害情報の問題でウエートを考えたときに、もう少しいじめの問題に注力していただいたほうが、そして、また、学校を巻き込んでいじめ防止を進めていただいたほうが、子供を守るという点からすると意味が大きそうな気がするのですけれども、そういった議論はあるのでしょうか。ぜひ内部の議論があれば教えてください。

尾上委員 ありがとうございます。

もちろん、いじめに関しても同様に議論はさせていただいております。この中にも、紹介はできませんでしたが、同じような形でのアンケート内容もございます。また、それ以外にも、いじめに対する新たな法律もできましたので、その議論も中心的に行い、そのパンフレットも作成して配布している状況であります。

藤川座長代理 承知しました。

藤原座長 ありがとうございました。

本日、紹介されていないけれども、アンケートの中にいじめのものも含まれているとい

うことですね。

尾上委員 はい。

藤原座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、国分委員、お願いします。

国分委員 私も日本PTA全国協議会は、随分昔からメディアとテレビなどの関係で早い時期からいろいろしっかりした調査をされて、提言もされて、そうした活動に対して非常に敬意を表したいと思いますが、こういうインターネット時代になって、最初は持たせない運動とか、そういうネガティブな取り組みといいますが、スタンスだったこともあったように見えるのです。現在はそういうスタンスから完全に切りかわったのかということ。

もう一つ、テレビの番組に関しては、いわゆる低俗番組のワースト番組などと、いろいろテレビ局に対してプレッシャーをかけたりされていたように思うのですが、ネットの場合に、そういうサービスを提供するところに対して何かアクションを起こすとか、そういう議論はあるのでしょうか。

尾上委員 ありがとうございます。

まず、見せたくない番組に関しては、私が会長をするときに、やめました。よくないという表現もよくないという部分もありますし、それを中心的にやっていたわけではなかったもので、マスコミの捉え方がそうってしまったので、とりあえず中止しようという流れになりました。

活動においては、もともとおっしゃるとおり、持たせないということが大前提でありました。持つのであれば、最低限の機能を持ったものにしよう、その上で情報モラルをしっかりと身につけようというような、3つの主な点が最初のアピールでありました。もう時代も進み、持たせないではこれからはしっかり対応できないということで、保護者がしっかり勉強するということとともに、ここにも書いていますように、子供もそういった自覚を持っていこうというような、学習、教育というところに目線を置いた上で、しっかりした対応を我々もやっていかなければいけないので、民放連さんにおいては、懇談会を毎年開催しておりまして、それで、いろいろな有害情報も含む放送のモラル限定も含めて対応をさせていただいておる。ただ、おっしゃったように、ネットに関してはなかなか持っていきどころがない部分がありますが、まだいいところがありまして、これは安心協さんなのですが、そこを通して、我々がそこに入ることによって協力してやれるという体制をつくっておりますので、そこからしっかり伝えていただくという形で進めております。

国分委員 どうもありがとうございます。

藤原座長 国分委員、よろしいでしょうか。

それでは、清原委員をもって最後としたいと思います。

清原委員 時間のない中、済みません。

大変熱心な御活動をしているお取り組みを聞かせていただき、本当にありがとうございます

ます。

一点、質問させていただきます。今回の「子どもとメディアに関する意識調査」のアンケート結果でも、「家族や親戚との連絡」というところが、小学生であれ、中学生であれ、かなり重要な機能として果たされているということが実態調査からわかりました。そういう意味で、先ほど、持たせないということではなくて正しく適切に使うというように親子で臨んでいくということを選択された一つの趣旨に、やはり共働きというか、そういう御家庭も多い中、緊急時、平時の連絡機能として、スマートフォン、携帯電話等も使われているということがこの実態調査でもわかったと思うのです。そういう意味で「正しく知ろう、使い方 家庭で話そう わが家のルール」という中で、危険を回避しつつ、よりよいコミュニケーションのツールとして使っていくというような積極的な使い方等についても取り組みはされていらっしゃるでしょうか。そのことをよろしくお願いします。

尾上委員 ありがとうございます。

逆に、積極的な使い方は子供のほうが進んでおりますので、なかなかそういう議論は進められない状況であります。もし使うとなると、よくない話がたくさん出ますが、いい話というのは保護者自身がついていけない状況でもあるのですが、そこはこういった関係省庁さんの情報発信によって拾っていくのが一番かと思っております。

清原委員 どうもありがとうございました。

藤原座長 どうもありがとうございました。

時間の関係上、申しわけございません。次に、金井委員から御発表をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

金井委員 それでは、全国高等学校PTA連合会における青少年インターネット環境への取り組みということで、高P連の取り組みの発表をさせていただきます。

まず、全国高P連について御存じない方もいらっしゃると思いますので、高P連とは何ぞやということを御説明させていただきます。

(PP)

まず、社団の趣旨なのですけれども「当連合会は、高等学校のPTA活動を通じて社会教育、家庭教育の充実及び学校教育との連携に努め、わが国の次代を担う青少年の健全育成を図り、もって生涯学習社会の形成に寄与することを目的に結成された連合組織です」ということで、高校生の保護者、ペアレントと、その先生が、学校と家庭、地域と連携をとりまして、子供たちの健全な育成を図るとというのがこの団体の趣旨となっております。

(PP)

続いて、どういう組織になっているのかというと、全国9個の地区に分かれておりました、北海道、東北、東京、関東、東海、北信越、近畿、中国・四国、九州という形で、9個のブロックにまず分かれております。

(PP)

そして、今の会員の状況なのですけれども、ことしの9月の状況として、まず、50の都

道府県市の団体があります。それで、各加盟校の状況として、北海道が259校で、加盟生徒数が11万1,000という形で、関東が一番多いのですけれども、759校の51万4,000という形で、全体としまして、4,029校の加盟校、加盟生徒数として、224万8,836の生徒が加入しております。そして、その構成として、各地区の中で、各都道府県市で構成されているのですけれども、例えば北海道は北海道なのですけれども、東北は青森、岩手、秋田というような形で形成されております。ずらずらとあります。

(PP)

参考として、まず、各都道府県市の50の団体の加盟校数と生徒数をそこに記させていただいております。

(PP)

予算概況として、まず、収入として各生徒1人に当たり20円いただいております、会費収入として4,700万、賛助会で79万、あと、自転車の賠償保険の事務手数料として、1年間300円の保険料のうち9円いただいて3,000万の収入、あと、日本宝くじ協会さんのほうから、薬物乱用防止ということで1,500万ということで、9,400万という形で1億弱の予算で運営させていただいております。

(PP)

そして、委員会の構成なのですけれども、総務委員会、健全育成委員会、進路対策委員会、調査広報委員会、研修委員会、賠償責任補償制度運営委員会という6つの委員会から構成されています。

(PP)

まず、総務委員会は、規程類の作成と、あとは予算の計画ですとか事業計画をつくっているのと、各都道府県の研修会の設営、表彰、役員の選出は総務委員会です。

(PP)

健全育成委員会というのが、主にこの当青少年環境整備の取り組みへの委員会となるのですけれども、まず、高校生の意識調査を経年やらせていただいたり、薬物乱用防止の活動、子供たちの命を守るための取り組みというような活動をさせていただいております。

(PP)

続いて、進路についてですけれども、「高校生と保護者の進路に関する意識調査」事業、それと就職者、進路に対する環境の整備ということと、全国大会での研究発表というのが、進路対策委員会です。

(PP)

続いて、調査広報というものがあまして、「全国高等学校PTA連合会会報」の発行、あとはホームページによる周知ということと、50の団体からウェブの独自のシステムがありますので、それで情報収集したり、蓄積したりという活動を行っています。

(PP)

研修委員会というのは、全国大会の開催と地区大会のフォローという形と、全国大会で、

青少年インターネット利用環境等のアンケートの実施を行っています。

(PP)

賠償責任補償制度運営委員会というのは、自転車等の事故の防止の取り組みですとか、賠償制度の普及、そういった媒体でのPR活動で、現在LINEでのCMも流しております。

(PP)

実際の活動として、全国大会が毎年1回開催されるのですけれども、ことしが66回で、千葉で大会が開催されました。そして、参加数がおよそ1万人の参加となっています。

(PP)

そして、地区大会も年に1回、6月と7月に開催されるのですけれども、参加数が大体1万6,000人ぐらいの大会になっております。

(PP)

以上が高等学校PTA連合会の大体概要なのですけれども、ここからがメインです。

まず、全国高P連としての青少年の取り組みとして、大きく3つに分けました。

1つ目が、組織単位で各関係者や団体との連携の強化。

2つ目が、保護者の意識の現状把握に向けた調査。

3つ目が、保護者への周知啓発。

まず1つ目として、高校生や保護者の啓発ということで、文部科学省さんや総務省さんや民間の団体との連携を強化するということです。

そして、保護者の意識の現状把握ということに対しては、ILASテストの協力、また、先ほどお話しした全国大会でのリアルアンケートの収集、独自に持っているウェブ調査統計システムによる保護者等の情報の収集、それと、高校生生活・意識調査の調査と報告書の作成というもので構成されています。

最後の保護者への周知啓発活動として、各地区の単位PTAですとか、都道府県単位での具体的な研修会とか、高校生ICT Conferenceへの参加の協力という形になっております。

(PP)

具体的には、まず、各団体との連携ということで、毎年協力させていただいております春のあんしんネット・新学期一斉行動への協力ということで、安心協さんと毎年チラシをつくらせていただいております。

(PP)

ILASに関しては、安心協さんと一緒に、まず、安心協ILASという簡易的なILASの作成への協力をさせていただいたのと、安心協ILASのデータ収集への協力、あとは総務省さんのILASのデータの収集の協力も今年度、させていただいております。

(PP)

それと、先ほどお話しした全国大会が年に1回あるのですけれども、1万人参加しますので、その保護者に対してアンケートをお配りして、大会が終わった後に回収するような形で運営をして、毎年やっているわけではないのですが、26年度にインターネット環境に



関するアンケートをとりまして、調査報告をさせていただきました。

それと、高P連が独自に持っているウェブの調査統計システムというものがあるのですが、簡単に調査項目がつくれて、それを先ほどの各地区もしくは50の団体へ直接アンケートをウェブ上で流して、そこからリアルタイムで情報を収集できるような、ウェブのアンケートシステムがありますので、これを活用して、さまざまな情報の把握をしていくような形で、また、そのデータの蓄積を経年データとしてとっていくという形で活用しております。

(PP)

高校生の生活・意識調査ということで、平成14年から毎年京都大学の木原先生にデータの収集と分析と調査発表という形で、十数年やらせていただいております。ことしの28年までやらせていただいて、おおむねいいだろうということで、ことしでこの生活・意識調査に関しては終わっております。

(PP)

続いて、実際に啓発活動ということで、これは安心協さんとの関連で大分やらせていただいているのですが、まずことしの6月15日に兵庫、8月25日に全国での活動をさせていただいたのと、10月29日には、長野県でやらせていただきました。

(PP)

そして、15年、昨年なのでありますが、6月、7月、10月、11月ということで、兵庫、神奈川、山梨、鳥取での研修会をやらせていただいております。

(PP)

そして、2014年ということでは9回やらせていただきました。これが研修会です。

(PP)

そして、最後が高校生ICT Conferenceに関しても協力させていただいて、ことしに関しては、ごらんのようなところで開催させていただいております。

いずれにしても、安心協さんとの活動がメインになっておりますので、安心協さんの活動内容の発表になったみたいなのですが、以上が全国高P連での取り組みとなります。

以上です。

藤原座長 金井委員、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御発表について、御質問等ございますでしょうか。

尾花委員、どうぞ。

尾花委員 御発表ありがとうございました。

この中のアンケートのところ、もしとっていらっしゃったりとか、あるいはどのような状況なのか御存じだったら教えていただきたいのですが、ルールの例として、アプリなどは小遣いの範囲でということがあります。小遣いの範囲でやるということは、保護者に相談をしたりとか、これはダウンロードしていいか悪いか聞かずに、子供たちの自主判

断でやっていいよというルールという意図なのかなと私は読めたのですが、多分、具体的なことは聞かれていないと思うのですけれども、高校生の現状をごらんになって、アプリのダウンロードに関しては、どのような感覚を、もし何かありましたらお聞かせいただければうれしいと思います。

金井委員 済みません。細かい内容まで把握はしていませんので、実際のデータの内容はホームページに掲載されておりますので、もし細かい内容が知りたいようであれば、ホームページのほうで調査研究の中のデータとしてありますので、行っていただければと思います。申しわけありません。

尾花委員 ありがとうございます。

できれば保護者と生徒のかかわりのようなところをもうちょっとアンケートに入れていただくと、要するに、勝手にやっているのか、いつも何かあると親子で相談しているのか。特に高校生ぐらいになると、親子の相談というか、家庭内の相談というものがある意味、希薄になりつつある時期なので、その部分の調査がわかるような調査がもし来年度以降できるようであったらお願いしたいと、これは希望的な部分です。

金井委員 ありがとうございます。

先ほどの全国大会でやったり、ウェブの独自の調査方法がありますので、そういった調査を含めてやらせていただきたいと思います。

藤原座長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、上沼委員、どうぞ。

上沼委員 ウェブ調査統計システムはいかにもインターネットにふさわしいアンケートシステムで、すごく感心したのですけれども、それとは別に、高校生は、今、一番インターネットを使う上で難しい時期なのではないかなと思ってしまっていて、特に18歳の高校生だと選挙活動ができる生徒とできない生徒が混在していますし、また、炎上などの問題も多分高校生が多いのではないかなと思うのですけれども、高Pさんの中で、高校生のインターネットの問題として、今一番意識されているものがどのようなものか、もしわかれば教えていただければと思うのです。

金井委員 確かに高校生は一番インターネットを使って、事件とかいじめだとか、いろいろ巻き込まれるケースが非常に多いと思うのですけれども、そういったところで、高校生に関して言うと、保護者よりも知識が上になってしまっているのです、こういうようにしてはだめとか、ああいうようにしてはだめと言ってもなかなか難しいので、だんだん本当に使って、例えばつらい経験をさせて覚えてもらうような形での取り組み。実は以前もバイクの問題で3ない運動の話をさせていただいたのですけれども、今まではバイクに乗ってはだめよという形で頭ごなしに押さえていたのですが、我々は保護者として、なかなかもう議論しても子供たちに勝てないのです。ということは、本当に基本的に危険だということは当然伝えて、使って覚えていくような形。インターネットにしても、スマートフォンにしても、前回ちょっと話したようにフィルタリングは全然否定はしないのですけれど

も、使っちゃだめよと言っても当然使ってしまうので、その中で、インターネットにしてもスマートフォンのさまざまなアプリにしても、使いながら危険な部分を避けながら勉強していってもらうような形で、我々としても危険性を伝えて、自主的にそういったものを避けるような大人になっていってもらえればというような取り組みで進めていっております。

上沼委員 ありがとうございます。

ただ、インターネットで問題が生じた場合、それが一生残ってしまうので、それだとちょっと危険ではないかと個人的には思いますけれども、ありがとうございます。

藤原座長 確かにネットの履歴はなかなか消せないし、選挙違反も一遍やってみてというわけにはいかないと思いますので、そのあたりはいろいろ本当に議論していただければと思います。

大体よろしいでしょうか。

それでは、藤川座長代理をもって最後とさせていただきます。

藤川座長代理 一言だけ。今、ホームページを確認させていただいたのですが、載っている調査が2014年度のもののみで、しかも5ページぐらいの非常に簡単な結果しか載っていないので、ぜひ、せっかく調査をされているのであれば詳しい調査結果を載せていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

金井委員 わかりました。了解です。

藤原座長 それでは、続きまして、マルチメディア振興センターの川村部長様から、御発表をよろしく願いいたします。

川村参考人 マルチメディア振興センターの川村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

(PP)

本日は、青少年のインターネット環境整備におけるFMMCの取り組みということで、御説明させていただく機会をいただきました。

本日は当財団で取り組んでおりますe-ネットキャラバン、これを中心に御説明したいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(PP)

まず、1ページ目をごらんいただきたいと思います。御承知かとも思いますけれども、まず、e-ネットキャラバンの概要でございます。

始まったのは平成18年4月からでございます。インターネットの安全な利用を目的に、基本的に情報通信分野の企業さんですとか団体さん、それから、総務省さん、文部科学省さんが協力して、出前講座を全国で開催しているものでございます。企業さん、団体さんに関しましては、基本的にはこれはCSRということで、ボランティア活動の一環として参画いただいているところでございます。

御協力いただいている講師、講座を受けていただいて、それで認定をして講師になって

いただくというようなプロセスですけれども、その講師の方が現在3,000名超、それから、御協力いただいている民間の通信事業者等の団体が302社、公益法人17団体、政府・自治体が2省48団体ということでございます。

国の役割としては、講師の派遣ですとか講師講習会の開催、それから、その他、講師派遣の調整、周知等々を国が行っているということですが、これは特に国から予算が出ているものではございません。あくまでも民間のほうで自主的に活動しているボランティア活動というものとしてやっているものでございます。

実績でございますけれども、これまでの件数は1万4,682件、それから、受講者数が通算で約227万人ということですが、昨年度で言いますと2,114件、それから、受講者数が約38万人となっております。

(PP)

続きまして、実施件数、月別、年度別でございますけれども、月別でございまして、新学期、4月から7月にかけてが多く、その次が夏休みから2学期にかけてということになってございます。

それから、年度別では、平成26年度がピークでございます、その後は少し減少傾向にあるところでございます。

(PP)

次に、地域別でございますが、これも関東が多いというところではあるのですが、ただ、比較的全国いろいろなところで開催しているということも言えるのではないかと考えてございます。

(PP)

次に、今年度の主な取り組みでございますが、一つは、e-ネットキャラバンPlusというものを新しく設けました。これは、そこにはございまして、スマートフォン、特にフィルタリングの設定について解説をする保護者、教職員向けの講座。これをことしの9月に新設いたしまして、講座の受け付けを開始してございます。

もう一つ、スマートフォンの普及に伴いまして、ネット利用の低年齢化が進んでいるという御指摘をいただきまして、今まで小学5年生以上だったのですけれども、ことしの11月から小学校3年生から4年生向けの教材をつくりまして、講座の受け付けを開始したところでございます。

もう一つは、講師をふやしていくという取り組みでございますが、一つは、携帯電話の販売店の団体さんでありますところの全国携帯電話販売代理店協会というところと協定を締結いたしまして、講師派遣等々に御協力いただくということとなりました。

もう一つは、これはこれまでもやっているところですが、講習会です。これを今年度も28回行ったというところで、今年度からe-ネットキャラバンPlusの講習会も開催してございます。

あとは、周知活動ということで、商標登録の実施ですとか、先ほどお手元にもお配りし

たかと思いますが、クリアファイル、しおりですね。そういったものも作成し、配布をしているというところでございます。

あと、当財団のほうで関連する施策を幾つか行っておりまして、それもe-ネットキャラバンの講座の中でPRしているところでございます。これにつきましては、後でまた簡単に御説明させていただきたいと思っております。

(PP)

続きまして、これが講座の対象の一覧でございます。今回、この赤で囲んだところ、小学3年生から4年生向けと、あとは保護者、教職員向けということで、e-ネットキャラバンPlusというものをつくりました。フル版の講座は60分のフィルタリングに特化した講座なのですが、それだけではなくて、真ん中辺の右側でございますとおり、既存の講座を40分行き、その上でPlusのフィルタリングの講座を20分というようなセットにした形でも講座を行っているところでございます。

(PP)

次に、教材のほうでございますが、まず、e-ネットキャラバンPlusの教材でございます。これはフィルタリングの設定に関する講座でございますが、一点、その中に字が細かいのですが、「Yahoo!あんしんねっと」について記載がございますが、これは廃止されると聞いてございまして、それについては我々のほうも認識しておりまして、講師の方には廃止される予定であるということは周知してございまして、教材のほうも、今後見直しを行ってまいりたいと考えてございます。これがPlusの教材でございます。

(PP)

次に、小学校3年生から4年生向けの教材でございます。これにつきましては、内閣府さんに御要望がございまして、スマホ利用、ネット利用の低年齢化が非常に進んでいるという指摘を受けてこの講座をつくったのですが、ただ、実態がよくわからなくて、教材の作成に当たって、専門の先生方にもいろいろ御協力をいただいたのですが、苦労した経緯がございます。それにつきましては、内閣府さんのほうで、毎年青少年インターネット利用環境調査、これは正式な政府統計として実施されていると聞いておりますけれども、これの対象年齢が現在10歳以上ということになっていると聞いているのですが、これの対象年齢の引き下げを今後御検討いただくと非常にありがたいということで、御要望を一点申し上げさせていただきたいと思っております。

(PP)

続きまして、もう一つ、安心安全標語というものを当財団のほうで毎年募集をしております。

(PP)

これはネットの安心安全な利用のための標語でございますが、募集を毎年、ことしこの12月1日から開始しておりまして、来年2月までの3カ月間募集を行う。その上で、選考を3月に行って、表彰式を毎年6月、来年も6月5日に予定してございます。ここで総

務大臣賞を初め、表彰をいただいているところでございます。

(PP)

もう一つは、ネット社会の健全な発展に向けた連絡協議会というものの、これは先般10月に発足したところでございます。これは青少年に限った話ではないのですけれども、最近、ネット上での誹謗中傷の書き込み等が問題になることが多いということで、これはあくまでも民間の自主的な取り組みでございますけれども、そういった書き込みなどをできる限りやめていきたいと思いますということで、連絡協議会を10月に発足させて、これからそういった活動を進めていこうと考えているところでございます。

これがそのポスターでございます。こういったものも、e-ネットキャラバンの中では適宜紹介させていただいているところでございます。

(PP)

最後に、課題と今後の方向性といたしまして、一つは、今回新たに設けましたe-ネットキャラバンPlusと、小学3年生から4年生向けのカリキュラムの拡充等を含め、来年の春のあんしんネット・新学期一斉行動の時期を捉えてPRを行っていくということが一つ。

もう一つは、さらなるネット利用の低年齢化ということ。これも御指摘を受けているところですが、ただ、小学1年生から2年生に対して、あるいは未就学児に対してということになりますと、これはもう児童へ直接よりも保護者向けの啓発が重要なのではないかとということで、今後これも検討してまいりたいと考えてございます。

最後に、e-ネットキャラバンを行っている際に、問題になることとして、児童生徒による画像の投稿と、あとはそういうITリテラシーを持った教職員が不足しているというようなことをよく校長先生等々から御指摘を受けるところでございます。これに対して何をやっているのかということなのですけれども、1つ目の画像投稿に関しましては、先ほどの3年生から4年生向けの講座の中でも触れておりましたけれども、著作権、肖像権ですとか個人情報、それから、ネットいじめ等のこういった説明は行っているところでございまして、これは引き続きやっていく。

もう一つは、我々のほうの行っている保護者向けの講座、これについて関係各所さんで活用いただけるよう期待しているところでございます。

以上でございます。御清聴どうもありがとうございました。

藤原座長 川村部長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御発表について、御質問はございますでしょうか。

それでは、尾花委員から、どうぞ。

尾花委員 勢いよく手を挙げてしまいまして、済みません。

ありがとうございました。詳細な内容がざっくりとわかったので、私もいろいろと考えさせていただきたい内容がいっぱいあったのですが、特に、今回新たに小学校5年生以上だったものを引き上げてくださったという取り組みは、私も大変期待しておりまして、e-ネットキャラバンの講師の皆さんに幅広く活動していただければ、もっともっと地域の中

で、啓発運動が盛んになっていくと思うのです。

ただ、今回3年生から4年生、そして、1年生から2年生にまで落としていくようなことを考えていらっしゃるということなのですけれども、表現方法を平易にただけでは難しいところがあります。多分それは重々御承知だと思うのですけれども、特に講師を育てるための講習会というもので、例えば10歳未満のお子さんにはこういう表現をすると理解ができるとか、こんな言い方をしないと同じものでも誤解を受けてしまう可能性がある。

例えば、この7ページにある3年生から4年生向けの教材の抜粋なのですけれども、一番最初から2ページ目のところに、まず冒頭、表紙をめくると「とっても楽しいインターネット」と入ってくるわけです。そうか、インターネットは楽しいのだ、やってみなくてはとなってしまふ。それよりも「いろいろなことができるインターネット」というように、インターネットの可能性に表現を変えると、子供たちがそうだよねと、楽しい、わくわくというところとイコールにしてしまうのではなくて、冷静に子供たちに物を伝えられる。同じ簡単な表現でも、まだ使っていない子供たちを助長してしまう表現にもならないような工夫も、テキストも必要です。もっともっと講師の小さい子への話し方というのが、うまくこの3年生から4年生の対象のものになれてくれないと、1年生から2年生でも、小さいお子さんにセミナーをやってもちゃんと理解してもらえますし、物を問かけるとちゃんと答えを返してくれるのですが、問かけ方によっては子供たちは首をかしげてしまうのです。

ですから、そういった部分に関して、講師の養成も含めて、講習会の中でもっと小さい子供たち、低学年の子たちには、どうしたらいいかというようなこととか、テキストの平易化とか、あわせてやっていただかないと、逆に地元のNPOさんなどで、小さいお子さんが得意な、例えば幼稚園や保育園の先生の資格を持っている保護者の方にやっていただくほうに振ったほうが、子供の教育上いいということにもなります。特に、専門的知識や情報がある方たちは平易な言い方をするのが大変苦手いらっしゃるということもありますから、その部分を考えていただきたいということが一つです。

もう一つ、すごくこれは短く、ネット社会の健全な発展に向けた連絡協議会のポスターなのですけれども、どこでこれを配っても、これは必ず子供に見える。頭が大きくて、首なくて、丸襟のキャラクターだと。こういうイラストを入れかえただけで、大人も子供も見えるようなところを、手を抜かれたわけではないと思いますし、タイミング的にすごく急がれていたのだと思うのですけれども、ぱっと見て、見た目から入ってくるメッセージ性というものを大事にしてつくっていただきたい。これはお願いです。

川村参考人 ありがとうございます。

まず1点目でございますけれども、講師認定講習会と、教材も含めて、今後そこは見直していかなければならないと考えております。今、いただいた御指摘も踏まえて、今後見直していかなければならないと考えているところではあるのですけれども、先ほども申しましたとおり、低学年、3年生から4年生あるいは1年生から2年生のネット利用の実態

が、エビデンスが余りない状況にある。実証的なデータ、そういったものが非常に少ないという話はよく聞くのです。ですから、そのあたりのデータをぜひ各方面から調査をいただくと、それを踏まえて、ある意味、客観的に改善につなげていくことができるのではないかと考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。

2点目、これは確かに御指摘のとおり、子供だけではないのではないかとすることは御意見として頂戴するところでございます。これもまだ発足したばかりでございます、今後本格的に取り組んでいかなければならないと考えておりますので、今、先生からいただいた御指摘を踏まえて、今後改善を図ってまいりたいと考えてございます。

どうもありがとうございました。

尾花委員 ありがとうございます。

藤原座長 どうもありがとうございました。

2度ほど出たアンケート調査のことについて、内閣府から何かございますか。

村田参事官 これまでのこの検討会でも、それから、今日FMMCの川村部長様からも低年齢化についてご指摘をいただいているところですが、エビデンスの話が出ました。内閣府では、これまで10歳から17歳までを実態調査の対象としていたわけなのですが、これまでの議論を踏まえまして、実は今年度予算で低年齢層に係る調査をやる予算をとっており、総務省統計担当との協議もほぼ整って、近々実施できるのではないかと考えております。

ただ、調査を実施するに当たって、まさに尾花先生からもありましたけれども、今までやっていた内容のものをそのまま低年齢層でやるということでもいいのか、なかなか調査設計が難しいということもわかってまいりました。まだ完全に調査設計が固まったわけではありませんが、今のところは内閣府の施策としては、青少年インターネット環境整備法の推進ということですので、有害情報対策、フィルタリング、こうしたところを中心に調査を実施していくことになろうかと思っております。

低年齢化のエビデンスについては、これまで総務省情報通信研究所や民間でも事業者や安心協でやっているものもあるということで、こういった場を通じて、官民全体でどのようにエビデンスをとっていくのがいいのかということを見据えながら、内閣府の調査のあり方を今後も検討していく必要があるのではないかと考えております。とりあえず、本年度については今まで内閣府がやっていた実態調査の延長の中で、少し調査設計上の変更を加えながら実施をし、来年のある時期には、その結果をこの検討会にもお示しできるのではないかと考えてございます。

藤原座長 ありがとうございました。

そのほかにもございますでしょうか。

では、上沼委員、どうぞ。

上沼委員 私が聞くのも変なのですけれども、今年始められたe-ネットキャラバンPlusの教材では技術的な説明が非常に多いですね。実際に、保護者に向けてこれで講座をされて、反応としてはどのような感じだったのでしょうか。



川村参考人 まだ今のところ数件程度しか講座の実績がないので、反応いかんというところまでは確たるものがあるわけではないのですが、ただ、専門的ではないかという御指摘は各方面からもいただいております、ですから、メインの教材はこれなのですけれども、例えば設定の仕方を動画で見せるとか、そういった補足教材のようなものを少し追加しなければいけないかなということで、今、そこは検討しているところでございます。

上沼委員 ありがとうございます。

動画のような分かりやすい教材を作成していただけるのはありがたいのですが、個社のサービスについて言及すると、今回のヤフーのサービスのように途中で中止される場合があり、費用をかけて教材を作るのも大変なことだなあ、と思いました。純粋な感想です。

川村参考人 どうもありがとうございました。

藤原座長 ありがとうございます。

それでは、もうお一方だけということで、五十嵐委員、よろしくお願いします。

五十嵐委員 ありがとうございます。

今、低年齢化に伴った対応のようなお話があったのですが、実際に私、小学校の現場にいる身としては、低学年になればなるほど親への啓発がとても大事になると思っています。ですから、児童生徒向けで3年生となっているのですが、むしろ本当に聞いてもらいたい親は保護者会や研修会をやってもこない。だったら、本当に来てもらう機会は小学校入学前の説明会なのです。それがスマホということではなくて、ゲーム機器から入るべきだと思います。ゲーム機器がインターネットに接続してということから入るべきではないかと思しますので、これは本当に素晴らしい取り組みをしているからこそそのお願いなのですが、ぜひ保護者向けに入学前にそういう身近なものからインターネットに入っていくのだということをお話しできる機会があれば、本当は教員ができればいいのですけれども、専門家の話というのはとても説得力がありますので、そういう機会ができれば本当にいいなと思っています。

それから、3年生から4年生については、授業でもインターネットを使い始めますので、授業の中で教師が指導することが多いですし、心を育てるということが第一にあると思いますので、技術を易しく伝えるのはまた意味が違ってくると思っています。ただ、たくさん専門家のノウハウが詰まっていっちゃって、講師認定の資格の講座があるということをお聞きして、これはぜひ小学校の教員にも提供していただきたいと思います。こういうようなことを勉強して教えているのだというのは、ある意味の教材になりますので、教師が子供に日常指導する意味においてもすごく参考になるのではないかと思います、今、お話を聞かせていただいたところです。

いずれにしても、とても有意義な取り組みで、ぜひ継続していただきたいと思います。よろしくお願いします。

川村参考人 どうもありがとうございました。

保護者、教職員向けの講座につきましても、こういった低年齢化を受けて、今後も見直し等を図ってまいりたいと考えております。どうもありがとうございます。

藤原座長 どうも貴重な御指摘ありがとうございます。

どうも川村様、ありがとうございました。

それでは、引き続き残された時間30分弱ですけれども、意見交換に移りたいと思います。

保護者に対する啓発活動について、前は自治体や学校の取り組み、今回は省庁や民間団体等の取り組みについて御説明をいただいたところです。また、前回、今回と、それぞれのお立場から、あるいは意見交換を通じて、委員の皆様方から貴重な御意見をいただいております。

お手元に冒頭で御紹介いただいた「委員等のご意見」と左上に題して、前回、委員の皆様から出された御意見及び事前に委員の皆様から御意見を募り御提出いただいた御意見を、机上配付資料ですけれども、平成25年の内閣府検討会議の報告書の目次を参考にしまして、事務局で整理していただいたものがございます。

本日は前回の御意見、本日の御説明や発表も踏まえまして、前回に引き続き、保護者に対する啓発活動について、何が課題でどう推進すべきかについて御議論をいただきたいと思っております。このテーマで集中的に議論するのは今回で終わりにしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。できるだけ、委員の皆様全員から御意見を賜ればと考えております。

どなたからでも、どうぞ。いかがでしょうか。

では、尾花委員から、よろしくお願い致します。

尾花委員 ありがとうございます。

まず、ちょうど今の話で、低年齢化ということが出てきましたので、低年齢、特に使い始める一番最初の時期と言われている幼稚園、保育園。要するに、未就学の時期の低年齢については、今、安心ネットづくり促進協議会で低年齢のお子さんを持つ保護者向け、特に未就学のお子さんを持つ保護者向けの啓発資料を作成しているところでございます。それを使って、幼稚園とか保育園の先生たちが、保護者の方たちに語りかけていただけるような内容にということで、リーフレットだけではなくて、補足の説明用のぺらっとしたA4もつくりと動いているところになっています。ですから、どういう形でできあがるのか、まだドラフト状態なんですけれども、今年度中に完成させて、2月に実は全国の幼稚園、こども園の代表理事会のようなものがあるそうなので、その場でお話をして、当事者の幼稚園、こども園の保護者の代表である全国の皆さんに御意見を伺ったりしようかと考えております。

そのトライアルということで、幾つか幼稚園を回らせていただいて、お話をさせていただいたのですが、小学校と同じで、先ほど五十嵐先生におっしゃっていただいたように、来てほしい保護者が来ない。スマホに子守をさせていて、家事をやったり、別のことをやったりしているような保護者のほうがやっぱり来てくれないという悩みは一緒だということ

とが実感としてわかりました。

ただ、悩んでいることは、小学生以上に若いお母さんだったりとか、お父さん、お母さんが若い。それから、機器も身近に使ってきてしまった世代が親になっている。それから、核家族化で子供の面倒をどうやって見ていいか、いま一つ手が足りない中でよくわからないということのトリプルパンチで、どうしてもお子さんにスマホやタブレットが行ってしまう方が、現場感覚だと想像以上に多いなという気がいたしました。このあたりも一緒に、今回保護者向けというものは最後ということなので、もっと下に落としていって、そのあたりもカバーできるような内容にしていけたらいいなと思うとともに、それができましたら例えばFMCCさんでもお使いいただけたらうれしいななどと思っております。

ありがとうございます。

藤原座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

清原委員、どうぞ。

清原委員 ありがとうございます。

本日、皆様の御発表、また、委員の皆様の意見の中で気づきがあったことを申し上げます。

順不同で恐縮ですが、「委員等のご意見」の3ページ目に、5として「実施時期」というものがあります。先ほど五十嵐先生が言われましたように実施時期について、今、尾花委員もおっしゃいましたけれども、「就学前の段階」にも機会が用意されていたほうがよいということです。「保護者」という場合、どうしても小中学校、高等学校の保護者と認識しがちですけれども、むしろ就学前からの切れ目のない支援が、これだけメディアの変化が激しい時代においては有用かと思えます。

したがって、先ほどおっしゃった、まさにこれから小学校1年生になる就学前のいろいろな保護者との出会いが小学校ではありますが、あわせて、幼稚園、保育園、こども園というところの保護者に対して、まず、いろいろな情報を周知することがいよいよ有益な段階になっているのかなと感じました。

それから、先ほど川村部長さんからe-ネットキャラバンの御報告をいただきましたときに、平成28年度の主なトピックスとして紹介された中に認定講師の増加ということで、7月22日に「一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会」と協定を締結されたとあります。これは大変重要なことで、e-ネットキャラバンの講師としても、携帯電話の販売代理店に入っただけなことにもなると思えます。

もう一つ、最後に御紹介いただきました協議会の件なのですが、「ネット社会の健全な発展に向けた連絡協議会」についても、まさにこのe-ネットキャラバンの取り組みを基礎に、各団体が担い手として、保護者に対しても対応していただける可能性が広がったかなと思ひまして、「担い手の広がり」というものをきちんと位置づける必要があると思ひます。

特に、この連絡協議会の活動目的を拝見いたしましたら、「インターネット上で名誉毀損やプライバシー侵害、差別的表現などの他人を傷つけるような情報発信が行われないよう利用者のマナー及びモラルの向上のための普及啓発活動等」に取組み、これによりインターネットを利用した健全かつ活発な情報発信・意見交換を促進し、もって、社会全体の相互理解の向上に資することを目的とする」とあります。これに参加されている団体というのが、安心協以外にもインターネットコンテンツ審査監視機構、セーフターインターネット協会、まさに今日の会議に委員として御参加いただいている団体の方も一堂に会して、このような協議会をつくられたということです。そこで、教員が保護者に説明する機会は第一義的に重要だと思いますが、五十嵐先生もおっしゃったように、こうしたインターネットの活用を社会で行っている団体等が、協議会等を通して啓発活動のCSR、企業の社会的責任、団体の社会的責任を果たしていくという広がりが必要だと思えます。

そして、最後に皆様の御意見の中に、教材として紙媒体も有効かもれませんけれども、動画の媒体も有効ではないかというお話もありました。また、高校のPTAの皆様には、まさに高校生の資格認定をウェブを通じて奨励し、協力もされているということでした。したがって、「啓発媒体の多様化」ということで、紙媒体は第一義的に有用だと思えますが、インターネットも有用ですから、いつでもどこでも誰でも使えるというような動画あるいは認定のものも含めて、より使い勝手よく集約されていくというか、そういうことが保護者の皆様にとっても有益なのではないかと感じました。

以上です。よろしくお願いいたします。

藤原座長 ありがとうございました。

国分委員からは事前に御意見の提出もいただいているのですけれども、国分委員、何かございますか。

国分委員 こういう検討会の場合だと、なかなかこれはという言葉は思いつきませんでしたけれども、少しじっくり考える機会を与えていただいたので、考えてみました。

私もふだん、余り易しくお話しするのが得意ではないものですから、現場でお話しする機会は余りないのですけれども、行くと、やはりお母さんばかりなのです。私ぐらいの世代だと母親にお任せだったのですけれども、最近の若い父親は、こういう子供の教育に対して、ある程度関心があると思えますので、何かこういう父親に対しても、PTAの会合だと父親が出てくればそれで済むことなのすけれども、なかなか実態としては余り出てこないの、そういうことを少し問題提起をしてもいいのかなと思っております。

幸いにも、韓国でいろいろ情報化の調査をしたときに、父親が働いている企業の協力で、そういう啓発セミナーを行った例があって、そのときの理由としては、父親のほうが母親よりも会社でいろいろパソコンなどもさんざん扱っているわけですから、問題の理解が早いだろうというようなこともあった。ですから、いきなりはどうにもならないでしょうけれども、何かそういう視点もあっていいのかなと思いました。あとは、ここにいろいろ思いついたことを書いてあるだけで、御参考になればと思います。

もう一つ、調査対象とか実際にいろいろ議論する対象を年齢が低いほうへ下げるといってお話なのですが、私も非常に最近それは大切だと認識するようになりまして、これまでも何度か発言させていただいていますけれども、もう2歳、3歳くらいから、子供のおもちゃで本当のスマートフォンではないのですが、単に見かけがスマートフォンなのですけれども、そういうもので遊ぶということで、子供がスワイプするとか、そういうことで育ってきますので、小さい子にいろいろ教えてもなかなか理解するのが難しいとしても、保育園とか幼稚園の先生方は、多分、そういう問題は認識されているのではないかと思うのです。ですから、今までは保護者、それから、学校の先生といった場合は小中高の先生ということだったので、少しスコープを広げて、幼稚園、保育園とか、そこら辺あたりの保母さんとか、先生方に対しても少しアクションを起こしたほうがいいのかなどと思っております。

前回でしたか。秋田県さんが体制図の中で、最初から幼稚園とか保育園を組み込んでおられて、そのときの私の質問に対しての御回答も、そういう問題意識を幼稚園、保育園の先生方も持っているということのほかに、小さい子供もいずれは小学生なり中学生なり高校生になってくるわけですから、三つ子の魂百までということで、ぜひ、早いうちからやる方策をいろいろ検討していただくと非常にうれしいと思っております。

以上です。

藤原座長 ありがとうございます。

今、お名前が挙がりましたが、秋田県の森川様から、何か補足的な御意見はございますでしょうか。

森川参考人 おはようございます。

秋田県の森川です。よろしく申し上げます。

せっかく秋田から参りましたので、前回と今回、お話を伺いながら感じたことなどを少しお話しさせていただければと思います。

尾花委員からもありましたように、低年齢化に向けて、幼稚園、保育所への支援。保護者支援が今回のテーマですけれども、今、国分委員からもあったように、まずは先生方の職員の意識を変えていくところから必要かなということをお秋田県としても実感がありまして、それで、インターネットセーフティーの取り組みの中に最初から入っていただいて、全県の先生方の研修会などでも、この内容について協議をしたり、講座を開かせていただいたりしているということがあります。

それから、清原委員の御発言の中で、就学前の段階での保護者への啓発というお話がありましたけれども、そこを捉えて、秋田県でもこの問題を家庭教育支援の一つとして、取り組みをまず始めているということがポイントになっていると思っております。

各省庁から都道府県に情報がおりてきたときに、県でどこが受け持つのかという話をした際に、このe-ネットキャラバンですとか、街頭でのキャンペーンとか、こういったものは警察や部局等の関連での取り組みが中心になっていって、教育委員会としての取り組み

というところがなかなか抜け落ちてしまいがちではないかと。私たちにできる得意な部分もあると思いますので、社会教育行政、とりわけ家庭教育支援の中で、どうやって福祉と連携しながら就学前の段階で保護者啓発をしていくかというところが、これから、それぞれの役割分担をしながらやっていくことが非常に大事ななということで、今、お話を伺いました。

もう一つ、国分委員から、講座では母親が非常に多く参加しているというお話については、秋田県で中学校区程度の顔の見える範囲で、保護者が詳しくなりましょう、先生方が詳しくなりましょうという取り組みについて、前回お話ししましたが、その参加者はほぼ父親や男性の先生方です。やはり、少し詳しくなって、地域の核となって何かやりたいというときには「俺だ！」という意識があるのかなとも思います。お母さん方が集まる機会と父親が参加する機会を分けてアプローチしていくことも大事かと感じておりますので、今後の取り組みにも反映させていきたいと感じたところです。

ありがとうございました。

藤原座長 どうもありがとうございました。

尾花委員、どうぞ。

尾花委員 ありがとうございます。

今、御発表いただいた中であつたのですけれども、お父さんとお母さんを分けてというのは、結構どこの地域でもやられていて、父親勉強会、母親勉強会とやると、お父さんは結構積極的にいらっしゃるのです。ただ、お父さんが積極的な地域と、お父さんがそれほど積極的ではなくてお母さんに全部行かせる地域と、地域性というものがあるので、通り一遍にいかないのがこの教育のところですか。ですから、幼稚園、こども園、保育園という未就学の場合は、もちろん自治体の取り組みとか、こういった企業の団体の取り組みも大切ですが、私は3年ぐらい言い続けているのですけれども、この場にぜひ厚生労働省の方を。特に保護者への取り組みのようなときには、幼稚園、こども園の御担当の方で全然構わないと思います。例えばいじめの問題になったら、今、自殺対策室なども厚労省の中にできていますので、そういった広報をやっていらっしゃる方なども、この間御一緒したときは何かあったら呼んでくださいと言ってくださったので、ですから、厚労省方に何らかの形で来ていただいて、一緒にできるような方向性を考えられたらいいなと思っていますので、引き続き御検討をよろしくお願いします。

藤原座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、五十嵐委員、それから、尾上委員、どうぞ。

五十嵐委員 ありがとうございます。

就学前教育からという話題、本当に大事にしたいと願っているところです。

文科省が「早ね早おき朝ごはん」というCDを全校に配布されて、もう随分たつのですけれども、あの内容が全然古くなくて、いいのです。規則正しい生活で学校に送り出しまし

ょうという意味で、もともと保護者の啓発という意味もあったと思うのですが、本校では、就学時健診のときに、もう終わりましたけれども、今度入ってくる親御さんたちの待合室で見いただいています。あのような形で、さっき動画がいいというお話があったのですが、これから学校に入っているいろいろなことを経験してきて、こういうこともあるのだということで、啓発のわかりやすい動画があると効果的かなと、今、お話を伺いながら思いました。

それから、春のあんしんネット・新学期一斉行動の中も、とてもいい資料が今まで出ていましたので、保護者も子供の発達の段階と一緒に学んでいきましょう、一緒に手を取り合いながら、危険を子供と一緒に考えていきましょうという意味で、もう少し就学前の保護者向けのそういうパンフレットなどがあると、なおさら効果的かとお話を伺いながら思ったところです。よろしければ検討いただければうれしいです。

以上です。

藤原座長 ありがとうございます。

それでは、尾上委員、お願いします。

尾上委員 日本PTAでは、一昨年、広報に関する研究会というものを立ち上げました。これは全国の国公立の幼稚園、こども園の団体と、我々公立の小中学校の団体と、国立の小中の団体と、全高Pさん、校長会、小学校、中学校、高校と、それ以外には、社会教育実践研究センターであったり、日本協議会であったり、文科省であったりということで、縦のつながりと、あとは学校との連携をどうやっていくべきかというような流れ、プラス、社会教育でどう取り組むべきかということで、いろいろ、その中で議論を高めています。できれば、そういう縦のつながりをしっかり使った流れでこういった勉強会も取り組んでいただきたいなということとともに、研究大会の実施をやりたいと考えております。

その中で、先ほども何人かの委員から話が出ていますように、入り口の段階をどうするのかというのは議論のスタートになりますので、日本PTAとすれば、その前の段階は、国公立の幼稚園、こども園の動きがすごく大事だと思われまますので、何か我々のやっている研究大会であったり、実際に取り組んでいる先ほど発表させていただいた内容をしっかり見ていただくということ、最近やり始めました。

ともに、次回、またコンタクトがとれたときには、ぜひとも安心協もメンバーとして、一緒に活動に参加することによって広がりが出てくるのではないかと考えております。そういった面では、情報提供するとともに一緒に行動するというようなところを今、やろうとしていますので、その中で情報交換もそうですが、うまく縦のつながりができてくれば浸透性も高くなってくるのではないかと考えておりますので、ぜひともそういったところは行政の御支援が必要になってきますので、しっかりした横の連携、縦の連携をとっていくべく進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

藤原座長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員、お願いします。

吉田委員 ありがとうございます。

セーファーインターネット協会の吉田でございます。

先ほど、清原市長より御指摘をいただきました、ネット社会の健全な発展に向けた連絡協議会の一員として、少しコメントさせていただきます。

今、インターネット上の表現というのは、子供さんだけでなく大人も入り乱れて、いろいろなことが書き込まれているのですけれども、それをどう消していくのかという点に関しては、プロバイダ責任制限法を中心として、さまざまな取り組みがなされているところでございまして、私どもの協会のほうでも、そこでカバーし切れない児童ポルノですとかリベンジポルノの削除について、鋭意努力しているところでございます。

ただ、情報の常置場所が海外にどんどん移っているような状況で、国内法で対応できない部分がふえている点ですとか、一たび表現として放たれたものについて、表現の自由との調整等で、非常に消していいものかどうかという問題は、センシティブなものもたくさんグレーゾーンにはあるというところでございますので、そういった表現を悪意でどうしても書いてしまう方に関してはハードなアプローチが必要だとは思っているのですけれども、一部のまだ思いとどまれるような人あるいは知識がなくて書いてしまうような方には、啓発を中心としたアプローチというものが大事になってくると思っております。ただ、我々も特に子供さんにどういようにアプローチしていのかは手探り状態でございますので、ここにいらっしゃる委員の先生方と、関係団体の方からいろいろ御意見をいただきながら、いいものをつくっていかれたらと思っております。

以上です。

藤原座長 ありがとうございます。

金井委員、どうぞ。

金井委員 PTAの活動の中で、本当にPTAの役員になる人は意識が高くて、研修会などを催すと結構出てくるのです。ただ、PTAにならないような方たちに対しての啓発活動というか、ここがすすごくずっと大事かと思っていて、我々もPTAの役員になった人たち、ほとんどなりたくてなった人ではないのですけれども、なると結構みんな一生懸命やるので、その人を中心に、本当に伝えたい人たちにどう伝えていくのかということのをこれからテーマとしてやっていきたいと思えます。

藤原座長 ありがとうございます。

では、藤川座長代理、お願いします。

藤川座長代理 大急ぎで3点申し上げます。項目だけになります。

1点目、ハイリスク群への対応を徹底しなければいけないということです。これはぜひ皆様に御検討いただきたいと思えます。尾花委員がおっしゃっているように、厚生労働省の御協力が不可欠でありましょうし、今、金井委員がおっしゃったように、来ない人に対する啓発が課題でございます。そこを重視してやらないと、広く浅くやってもしようがな



いと思います。

2点目、学校におけるいじめ防止啓発のサポートを、100%を目指してやらなければいけないと思います。いじめ防止対策推進法で義務づけられているのですが、恐らく余り実施されていないということが現状だと思います。これをどうするのかということが、保護者に対する啓発も法律で求められておりますので、これを徹底するということは必要であろうと思われま。

3点目、教材やプログラムのクオリティーについて、尾花委員を初め、皆様おっしゃっています。動画がいいというお話もありました。この点については、私も教育の専門家でありまので、お力になれるところもあると思いま。ぜひ、教材等のクオリティーを上げるということも視野に入れて御議論をいただきたいと思いま。

以上です。

藤原座長 ありがとうございます。

多くの貴重な意見をありがとうございました。

この法律は、インターネットにあふれる有害情報と言論の自由の対抗関係の中で出てきた法律でもありますので、射程がなかなか難しいところがあるのですけれども、きょうは、いじめの問題等にも目配りをするべきであるというお話でありますとか、先ほども秋田県の森川さんにまとめていただきましたけれども、地域の問題として捉える家庭教育支援という言葉が出ました。さらに、五十嵐委員を初め、いろいろな方から出ましたように、入学前とか、清原委員がおっしゃった就学前の保育園、こども園、あとは企業ですね。要するに、場の設定が大事である。来るべき人というか、来てほしい人が来ないということはどうするのかという問題を挙げていただきました。あと、他の法律との関係等、いろいろ御議論をいただきましたので、前回と本日、御議論いただきましたことにつきましては、本日、事務局で配付した資料をさらに充実させる形でまとめていただいて、何らかの形で今後ぜひ生かしていただくようにしたいと思いまますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

藤原座長 ありがとうございます。

その内容につきましては、委員の皆様にも事務局からメール等で確認していただくようにしたいと思っております。

それでは、今後の予定につきまして、事務局より説明をお願いします。

村田参事官 本日は、御発表をいただきました各委員の先生方やマルチメディア振興センターの川村部長様を始め、また、遠方、秋田から森川主事様にも来ていただきまして、本当に貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

資料をまとめさせていただくとの宿題をいただきましたので、また、委員の皆様には御協力をいただきたいと考えてございま。

今後の予定でございまけれども、次回第34回になりますが、開催時期については、まだ、これと決めておるわけではございません。年明け、遅くとも新年度早い時期ころまで

には開催する必要があるのではないかと事務局では考えております。

特に、年が明けますと、早くも次の第4次基本計画の検討を始めなければならない時期となってまいります。また、お聞き及びかもしれませんが、青少年インターネット環境整備法の議員立法による改正というお話もございまして、改正法が成立すれば、それを受けて基本計画をどうするのかということも考えていかなければならないと考えております。

また、若干先走ることになりますが、この改正案の中には、今のところ3年検討条項というものも含まれておりまして、これは最初の立法のときにも同じような条項が入っておりまして、この検討会でも御検討をいただいたのですけれども、これについても当検討会で御議論いただく必要が出てくるのではないかと考えてございます。

事務局におきましては、こうしたことも含めまして、関係省庁と御相談をしながら、当面、どのように検討会を進めていくか、できるだけ早く方向性を出して、座長とも御相談の上、今後の検討会の進め方を決めてまいりたいと考えてございます。

また、今日もこの検討会の進め方、厚労省の話も含めて、いろいろ御意見がございました。我々事務局としても検討していきたいと思っておりますけれども、それも含めまして、それ以外にも検討会の進め方について、皆様から御意見がございましたら、事務局においていつでもお受けいたしますので、おっしゃっていただければと考えてございます。

話題が変わりますけれども、前回も申し上げました高校生ICT Conferenceの最終報告会の件について、改めてアナウンスさせていただきたいと思っております。既に御案内を申し上げさせていただいていると思っておりますけれども、来週12月14日、午前10時30分から内閣府8号館において開催をすることといたしております。

関係府省庁の職員が10名強になるとは思いますが、集まりまして、サミットで選出された高校生2名の方にプレゼンテーションいただくとともに、その後、率直な意見交換をする形で開催したいと考えてございます。御都合がつけば、委員の先生方にもぜひ御参観いただくと幸いと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

藤原座長 ありがとうございます。

事務局から今後の進行等について御報告がありましたけれども、今の段階で何か特に御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これもちまして、第33回の「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を終了いたします。

長時間にわたり御審議いただき、まことに御疲れさまでした。ありがとうございました。